

(別紙)

木くず等の混合廃棄物の撤去等業務仕様書

1 業務の名称

木くず等の混合廃棄物の撤去等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、西伯郡日吉津村大字今吉地内（西伯郡日吉津村大字今吉107番地2、107番地8、110番地4及びその周辺（別添見取り図参照）。以下「保管場所」という。）に不適正保管された産業廃棄物を撤去及び処分することにより、周辺地域の生活環境保全上の支障のおそれを除去するとともに、当該地における再発防止を図ることを目的とする。

なお、本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の8第1項の規定に基づく措置に該当する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務内容等

(1) 業務内容

ア 保管場所での廃棄物の選別作業、フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコン」という。）の詰替え及び収集運搬車両への積み込み。

イ 選別後の再資源化可能な廃棄物の再資源化（処分）

(2) 産業廃棄物の性状及び数量

ア フレコンに入った木くず等の混合廃棄物
数量：約78.0m³（フレコン約78袋）

イ バラ積みされた木くず等の混合廃棄物
数量：約36.1m³

(3) その他

業務内容には、現場準備、廃棄物の選別、移動等の付帯業務を含む。

なお、業務開始は、令和8年11月下旬を予定しており、保管場所における撤去作業は、同年12月中の完了を予定している。

5 実施方法

(1) 廃棄物の撤去等

保管場所に保管されている4(2)の廃棄物を、保管場所において次の手順により撤去すること。

なお、手順毎に対象となる廃棄物の数量等について、発注者の確認を受けた上で撤去すること。

また、撤去した廃棄物の運搬は、発注者が指定する産業廃棄物収集運搬業者が実施する。

ア 4(2)アの廃棄物のうち、フレコンが劣化し、収集運搬車両への積み込みに支障があるものを新品のフレコンに詰替えること。

イ 4(2)イの廃棄物全てを新品のフレコンに詰替えること。

ウ ア及びイの詰替えに際し、再資源化可能な廃棄物（木くず及びコンクリート殻等）は選別し、受注者が再資源化（処分）すること。

エ アからウまでの手順でフレコンに詰替えた廃棄物及び、残りの4(2)の廃棄物のうち、発注者が指定する数量を、発注者が指定する産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両（想定：最大積載量3トンから10トンのトラック）への積み込むこと。

オ アからエまでの作業後、保管場所の清掃、整理及び整地を行うこと。

(2) 業務責任者の選任

受注者は、業務の実施にあたって業務責任者を選任し、発注者にその氏名を報告するものとする。

(3) 工程表及び業務計画書の作成

受注者は、業務着手前に業務計画工程表及び必要な手順や作業方法についての業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

(4) 作業中の安全確保、環境対策等

- ア 受注者は、常に安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図ること。
- イ 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を優先させること。
- ウ 受注者は、作業に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。
- エ 受注者は、作業を行う周辺環境への影響が予見され又は、発生した場合は、直ちに発注者に報告し、環境保全上必要な措置を講じること。
- オ 受注者は、作業を行う地元関係者等から業務の遂行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたること。

6 権利義務の譲渡等

- (1) 受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者に委託をしてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て関係法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

8 機密保持

発注者及び受注者は、この契約に関して、業務上知り得た相手の機密を第三者に漏らしてはならない。ただし、公表する必要がある場合において、相手の書面による許諾を得たときは、この限りでない。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1.1 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1.2 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1.3 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.4 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1.5 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検

査を行う。

- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、委託料の額を確定し、受注者に通知しなければならない。
- (4) (3)の委託料の確定額は、委託料上限額と委託業務の実績額とのいずれか低い額とする。
- (5) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)から(4)までの規定を準用する。
- (6) 完了報告書には以下に示す資料を添付すること。
 - ア 作業状況写真
 - イ 廃棄物撤去量又は処分量が分かる作業日報等
 - ウ マニフェストD票又はE票
 - エ その他発注者が指示する資料

1 6 委託料の支払

- (1) 受注者は、1 5 (3)の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から3 0日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和2 4年法律第2 5 6号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

1 7 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料上限額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則(昭和3 9年鳥取県規則第1 1号)第1 2 0条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

1 8 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

1 9 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

2 0 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 1 9 (1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（２）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条に違反する行為又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条に規定する行為をしたと認められるとき。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- （イ）暴力団員を雇用すること。
- （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものでありと知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- （４）発注者が（２）及び（３）の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料上限額の１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- （５）発注者は、（１）の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の１月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

2 1 賠償の予定

受注者が２０の（３）オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料上限額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2 2 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2 3 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2 4 その他

- （１）５の作業日時及び詳細な作業方法については、受注者と協議して決定するものとする。
- （２）この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別添見取り図

1 保管場所地図（西伯郡日吉津村大字今吉地内）



2 廃棄物の状況

(1) フレキシブルコンテナバッグに入った木くず等の混合廃棄物 約78.0m³



(2) バラ積みされた木くず等の混合廃棄物 約36.1m³

